

岩手県告示第19号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨八幡平市長から次のとおり通知があった。

令和元年5月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 八幡平市
- 2 公共測量を実施する期間 平成31年4月11日から令和2年3月31日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（デジタル空中写真測量及び写真地図作成）